

制定 平成 27 年 11 月 4 日

(目的)

第1 この要綱は、島根県立石見高等看護学院（以下「学校」という。）が行った自己評価の結果等について、学校関係者から意見を聴取し、学校教育活動等の質を高めることを目的とする。

(学校関係者評価委員会の設置)

第2 学校評価を円滑に行うために、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 構成

委員会は、学院長を委員長とし、以下に掲げる委員をもって構成する。

ア 卒業生（同窓会長）

イ 益田赤十字病院（看護部長）

ウ 益田地域医療センター医師会病院（看護部長）

エ 益田保健所（所長）

オ 島根県立松江高等看護学院（副学院長）

カ 島根県立石見高等看護学院（学院長、副学院長、事務長、教務主任）

キ その他委員長が必要と認める者

(2) 職務

ア 学校評価に関する課題の検討を行う。

イ 委員からの意見集約、分析を行う。

ウ その他

(3) 委員会の開催

委員会の開催は、年1回とする。

(評価の種類)

第3 学校関係者評価は「自己点検・自己評価」および「外部アンケート」の結果を基本として行う評価とする。

(1) 自己点検・自己評価

(2) 外部アンケート

ア 授業についてのアンケート

イ 学生学校評価アンケート

ウ 保護者学校評価アンケート

エ 卒業前アンケート

(3) その他、委員長が必要と認めるもの

(その他)

第4 実施に関して必要な事項は、委員長が定める。